

# 離職されたみなさまへ「雇用保険受給手続きの御案内」

磐田市見付3599-6磐田地方合同庁舎1階  
電話0538-32-6181 11#(雇用保険課給付)

## ハローワーク磐田

ハローワーク磐田の開庁時間は、平日 月曜日～金曜日(休祝日・年末年始を除く)の8時30分～17時15分です。

### 1 離職

- ① 失業状態ですぐに働ける方は管轄(磐田のハローワークの管轄は、磐田市・袋井市・森町になります。)のハローワークにおいて、ご自身で雇用保険の「受給資格決定」の手続きをお願いします。
- ② 病気、出産、育児などですぐに働けない方は「受給期間延長」申請をお願いします。

離職された会社から「離職票-1及び離職票-2」を受け取って下さい。  
併せて「離職票-2」の裏面を必ずお読みください。

### 2 雇用保険の給付を受けることができる人は?

- ① 雇用保険では、失業中の生活を心配せずに仕事探しに専念し、1日でも早く再就職していただくために「求職者給付」を支給します。
- ② この求職者給付は、仕事を辞めたら必ず支給を受けられるものではありません。
- ③ 求職者給付を受給できるのは、**失業の状態にある方のみ**です。

※雇用保険は、あなた自身に納めていただいた保険料のほか、他の働く方々や事業主からの保険料と税金によって、国が運営している相互扶助(助け合い)の制度です。このため、法律に定める要件に当てはまらない限り、支給を受けることはできません。

### 失業状態とは?

失業の状態とは、次の条件を全て満たす場合のことをいいます。

- 積極的に就職しようとする意思があること。
- いつでも就職できる能力(健康状態・家庭環境など)があること。
- 積極的に仕事を探しているにもかかわらず、現在就職についていないこと。

### 3 求職申込みと受給資格の決定

- ① 受給手続きをする本人が、必要書類をハローワークまで御持参ください。ハローワークでは提出された書類等により受給資格の確認・決定を行います。
- ② 求職申込みから雇用保険の受給資格の確認・決定・今後の手続きの説明まで**一定の時間(30分～1時間程度)**はかかります。

### 受給手続きに必要なもの

- 1 離職票-1
- 2 離職票-2
- 3 マイナンバーカード  
マイナンバーカードをお持ちでない方は  
個人番号確認書類(いずれか1種類)  
①通知カード、個人番号の記載のある住民票又は住民票記載事項証明書  
②身元(実在)確認書類((1)のうちいずれか1種類。(1)の書類をお持ちでない方は、(2)のうち異なる2種類(コピー不可)  
(1)運転免許証、運転経歴証明書、官公署が発行した身分証明書・資格証明書(写真付き)など  
(2)公的医療保険の被保険者証、児童扶養手当証書など
- 4 写真2枚(最近の写真、正面上半身、タテ3.0cm×ヨコ2.5cm。  
※今後マイナンバーカードを提示する場合は顔写真を省略することが可能です。
- 5 本人名義の預金通帳又はキャッシュカード

### 4 雇用保険説明会への参加

ハローワークからの指定日に雇用保険の受給手続きの今後の進め方や就職活動について説明しますので必ず参加ください。



(YouTube動画)

### 5 スムーズな手続きにご協力ください。

コロナ禍において、長時間の滞在や密をさけるためスムーズな手続きにご協力をお願いします。  
自宅において、仮求職申込みをしてきていただくと手続きの時間が短縮できます。(仮登録日翌日から14日以内に来所ください)  
ホームページアドレス[https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/news\\_topics/event/2017event/3001192.html](https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/news_topics/event/2017event/3001192.html)

また、「雇用保険の受給資格決定」及び「求職の申込み」の手続きには、一定の時間がかかること等から**16時前までの御来所をお勧め**させていただきます。

※健康保険の切り替えや扶養申請の手続き等をされる方は「離職票」のコピーが必要となる場合があります。ハローワークに「離職票」を提出する前に、コピーを取っておいていただきますようお願いいたします。

